

2022 年度事業計画

公益社団法人 日本複製権センター

《はじめに》

公益社団法人日本複製権センター（JRRC）は、1991年9月30日の設立以来著作権の保護と利用の円滑化を図ることを目的に著作権の管理事業を実施してきた。

事業の実施にあたっては、2012年4月1日の公益法人移行後三カ年毎に基本計画を策定しているところ、今年度は第四次三カ年基本計画の初年度となる。

同計画では、「使用料の徴収、利用許諾契約および管理委託等」の管理業務拡充をはじめとする8つ事項を重点事業として位置づけているところ、詳細は以下のとおり。

《重点事業》

1. 使用料の徴収、利用許諾契約および管理委託等について
徴収額増および契約促進を図るべく、次の事業を行う。
 - ①官公庁等に対する契約促進活動
官公庁および地方公共団体に対し、メールマガジン、ホームページやDMにより効果的・効率的に契約案内をするほか、著作権講習会の機会等を通じて契約説明会を開催する。また、ネット媒体を含めた広告宣伝を行うことにより JRRC の認知度を上げつつ、契約促進を図る。
 - ②大規模利用者等対象とした使用料規程第5節契約への移行促進
第5節契約者の割合を高めるべく、契約者向けのメールマガジンやDMにより契約移行を促す。
 - ③使用料規程改定に向けて利用許諾範囲拡大の検討を開始（利用者団体等協議含む）
次年度の使用料規程を改定するにあたり、利用者団体と意見交換や協議を行う。また、利用許諾範囲の拡大や公衆送信権の管理について検討するとともに、必要に応じて管理委託契約約款の変更につき検討を行う。
 - ④非一任型の管理方式に関する検討
使用料規程の対象外である「非一任型の管理方式」につき検討を行う。
 - ⑤海外の管理事業者との契約締結に向けての管理委託著作物 DB アップデートの検討・整備
下記3. に掲げる海外 RRO との契約締結後に必要となる DB 整備の在り方について調査・検討を行う。
2. 使用料の分配
 - ① 新方式による試行的調査を実施（継続）
前年度までに実施した試行的調査の分析を行うとともに、調査対象者の意見等を元に調査用アプリケーションの開発等を行う。また調査結果をデータ化するための管理用アプリケーションの開発に着手する。

- ② 新方式実態調査の方法に関する再計画の検討と実施
調査用アプリケーションの開発等を行うとともに、2022年6月以降の調査の本格実施に向けた工程表を策定する。
 - ③ 管理手数料低減に向けての取組
効率的な業務体制の構築と業務フローの改善等を通じて、次年度以降の管理手数料低減に向けて取り組む。
3. 海外の管理事業者との相互管理契約
米、英、豪、独、仏の主要国のRROを対象に、相互管理契約締結に向けた協議を開始するとともに、米、英については2022年度中での契約締結を目指す。
 4. 管理事業実施体制の強化
 - ① 労務環境や労働条件等改善を図るため、就業規則等の改定を行い、円滑な実施をする。
 - ② 管理業務に関する基幹システムの開発に着手するとともに、前年度に措置済みのWEB契約システムの継続改修を実施し、基幹システムとの連動を図る。その際、特定の外注ベンダーに依存しない方法で取り組む。
 5. 広報や著作権教育の充実
契約促進の円滑化を図るため、ホームページ及びびメールマガジンの内容を改善する。また、契約促進を目的として、これまでの紙ベースの広報手段に加えてSNS等ネット媒体を利用することにより、当センターの管理業務に関する広報を実施する。
 6. 海外著作権関係補償金等分配機構（仮称）の設立
2022年9月を目処にSARTRAS補償金海外分の分配が始まる予定であるところ、一般社団法人学術著作権協会と連携・協力を図りつつ、また、他の関係団体とも必要に応じて協議を行いつつ、同年7月～8月を目処に当該機構の設立を目指す。
 7. 学術関係補償金等管理センター（仮称）の設立支援
SARTRAS補償金の分配が開始されようとしているところ、大学等の教員等による著作物に係る補償金受領の仕組みの構築が急務であることから、前年度に引き続き、当該補償金の分配のための組織の設立支援を行う。
 8. SARTRASや図書館等公衆送信補償金管理協会の設立・運営等への協力
SARTRASについては、今年度においても必要に応じて運営等に関する協力を行う。また、図書館等公衆送信補償金管理協会については、同協会の各委員会および各ワーキンググループにオブザーバー参加するなど必要に応じて協力を行う。

《経常事業》

I. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業を行う。

1. 徴収

2022年度の徴収目標額を650,000千円とする。

2. 分配

著作物複製利用許諾契約に基づく2021年度分使用料について、前回同様の分配方法に基づき、2022年9月末迄に、各会員団体及び個別受託契約の契約先に分配する。

II. 著作権思想の普及及び調査・研究に関する事業を行う。

1. 一般対象者及び利用者への著作権思想普及・啓発活動

(1) JRRCの自主事業

公益社団法人として、一般対象者及び利用者に対し、広く著作権に関する知識の普及・啓発活動を行う。

- ① オンライン形式を基本として、に一般対象者及び利用者向けの著作権教育講座を開催。また、利用者の分野毎にターゲットを絞ったミニ著作権セミナーやより高度な内容の著作権教育講座を開催
- ② メールマガジン等による著作権知識の普及・啓発活動
- ③ 利用企業・団体からの講師派遣（オンライン含む）依頼への対応
- ④ 著作物の複製利用に関する啓発用パンフレット等の作成・配布
- ⑤ ホームページ、インターネット及び新聞等での広報・宣伝活動の実施
- ⑥ JRRC創立30周年記念事業（コロナ禍において一年順延）に係るオンラインセミナーやレセプション（ただしコロナ禍の状況に応じて判断）等の実施

(2) 文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

- ① 文化庁著作権セミナーをはじめとする各種文化庁主催・共催事業への参画、及び講師の派遣
- ② 同庁の著作権教育連絡協議会会員として、著作権思想の普及・啓発活動に参加
- ③ 著作権情報センター正会員として、同センターの普及・啓発活動に協力

2. 国際的な活動への取り組み

- ① 文化庁著作権課との連携の下、アジア各国との著作権に関する国際会議への参加、各国訪問団の受け入れ、国際会議への講師派遣及びWIPO（世界知的所有権機関）研修に関する各種会議への参加等、積極的に国際的な活動に参画。
- ② IFRR0年次総会への参加等を通じ、海外RROとの関係を積極的に構築していくほか、海外でのデジタル対応などJRRCにとって必要かつ重要な情報を収集し、国際的な著作物利用に関する調査・研究を推進。

Ⅲ. 不測の事態に対する事業継続のための取組

アフターコロナ、ウィズコロナに対応したテレワークの推進とそのため環境整備のほか、大規模災害等が発生した場合においても事業を継続できるよう、クラウドの活用をはじめとした必要な環境整備を図る。

以上